## 稲沢市部活動指導ガイドライン

令和3年4月稻沢市教育委員会稲沢市小中学校長会

部活動は、体力の向上や社会性の発達、人格の形成に大きく影響を及ぼすとともに 生涯にわたって、スポーツや文化芸術等に親しむ基礎を育むという重要な役割を果た しています。一方で、教育現場が抱える課題が複雑化・多様化する中で、学校の部活 動運営において様々な課題が生じています。

本市においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)、「部活動指導ガイドライン」(愛知県教育委員会)を踏まえ、学校における部活動が、今後とも児童生徒にとってより効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針として「稲沢市部活動指導ガイドライン」を以下のように策定しました。

- 1 小中学校部活動の運営方針及び活動計画の周知
- (1) 入学説明会やPTA総会などの機会を通して、部活動の運営方針を示します。
- (2) 活動計画表を配付し、活動日や活動時間、活動場所を知らせます。
- 2 中学校部活動の休養日や活動時間の設定等
- (1) 土曜日・日曜日については、いずれかを休養日とし、活動する場合は、3時間程度とする。なお、大会への参加などにより、やむを得ず土曜日・日曜日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。
- (2) 長期休業中の週休日・休日は、原則休養日にする。
- (3) 始業前の活動については、補助的で最小限の活動とする。実施する場合は、 その目的を明確にし、地域や学校、各部活動の実情に応じて適切な活動時間及 び活動内容とする。また、通学に要する時間等を十分に考慮する。
- (4) 平日の午後の活動は、少なくとも週1日を休養日にする。
- (5) 日没30分前までに、下校できるようにする。夏季においても、下校時刻を 遅くとも18時までとする。
  - ※ なお、このガイドラインは、今後も教育委員会と学校が一体となって検討を進め、適切な部活動指導を推進していきます。